

第6期第1回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成30年12月4日（火曜日） 午後1時30分～

場 所 春日住民センター 1階 大会議室

出席者 坂谷 高義 大野 亮祐 上村 行男 吉住 孝信 田中 延重
内堀 恭子 加賀野洋美 中塚 達子 亀井 敏数 佐中 拓夫
近藤 寛 和田 克昭 津田 正夫 細見 博美 大槻 祥三

欠席者 中道知代子 吉見 温美

事務局 近藤利明建設部長、義積浩明下水道課長、西山健吾副課長兼経営管理係長、
和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、矢持竜児主幹、
柳瀬理香子主事

傍聴者 1名

1. 開会

（事務局） それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第6期第1回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。

本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
本日の司会進行をいたします、建設部下水道課長の義積でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、別件の用がございますため、中道委員様、吉見委員様にご欠席される旨をお聞きしておりますので、ご報告させていただきます。委員17名中15名で過半数のご出席をいただいておりますので、当審議会が成立することをご報告いたします。

2. 委嘱書交付

（事務局） それでは、委嘱書の交付をさせていただきたいと思っております。

各委員を代表し、大野委員に交付させていただきます。

本来であれば、市長から交付させていただくところですが、本日は市長、副市長ともに公務のため欠席させていただいておりますので、建設部の近藤部長より交付させていただきます。

《委嘱書交付》

(事務局) ありがとうございます。委員の皆様には、大変お世話になりますが、よろしくお願ひします。欠席されている委員の方には連絡をいただいた時点で交付させていただいております。

3. 建設部長あいさつ

(事務局) 続きまして、開会にあたりまして建設部長の近藤からごあいさつ申し上げます。

(近藤部長) 皆様、こんにちは。今年も残りあと1か月となりました。

委員の皆様にはそれぞれ公私ご多忙の中をご出席いただき誠にありがとうございます。

今年の3月に「丹波市下水道使用料のあり方について」市長より当審議会に諮問を受け、今回で4回目の審議となります。その間、去る10月29日に委員の改選時期が参りましたが、使用料の見直しという大変重要な案件を審議いただいていることから、引き続き委員の皆様には委嘱をお願いしましたところ、快くお受けいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、国や地方におきましては、道路や空港、また、水道や下水道といった公共インフラに関して、人口減少における需要が下がる一方で、設備の老朽化における維持管理、また更新費用の増大によって財政負担が伴うといったことから、維持管理というのは大きな課題となっております。国では既に空港が運営権を民間へ売却したということもありますし、水道では本国会において民営化を推し進めるための水道法の改正を審議されている状況です。

また、下水道事業にあつては、今年の4月から静岡県浜松市で水道の運営権を民間に20年間、25億円で売却したといったニュースも聞いております。こういった運営権の売却と言いますのは欧州の先進国では50%以上が進んでいる状況です。日本でもこういった手法が加速的に進んでいくのではと予測しておるところでございます。

当市におきましては皆さんご存知のとおり、処理場が市内に35か所という大変小規模な下水処理場ばかりでございます。現在18か所への統廃合に向けた事業を進めているところでございます。そういったところで、当面直営事業となるわけでございます。

本日は、使用料の見直しについて一定の方向性を決めていただきたいと考えております。来年にはパブリックコメントで市民の意見を頂戴し、3月には市長へ答申をしていただきたいと考えております。本日は、前回お示ししました改定案に加え、皆様からいただいたご意見を踏まえた資料をお示しいたしまして、また、近隣の市町村の事例も参考にさせていただきながら、丹波市として最適な使用料のあり方について、さらに深い議

論を進めていただきますようお願い申し上げます、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

4. 委員紹介

(事務局) 次に、当審議会の委員として新しくお世話になります委員さんをご紹介しますいただきます。

丹波市消費者協議会より推薦をいただきました、春日地域から加賀野洋美様です。

《自己紹介》

(事務局) ありがとうございます。加賀野委員様には、料金改定についての審議途中からお世話になりますが、今までの審議の中でご不明な点等ございましたら、事務局からご説明申し上げますので、積極的に審議に参加していただけたらと思います。

それでは、ここで本日の資料を確認したいと思います。

《資料確認》

以上の資料となっております。足りない資料等がございましたら、議事に入ります前にお申し出ください。

5. 会長等の選出

(事務局) 次に、次第の5番目に移ります。

会長、副会長の選出としておりますが、現在、料金改定の諮問について審議途中ということもあり、答申をいただくまでは、前任者に引き続きお世話になりたいと考えておりますが、この点、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、会長を坂谷高義委員様、副会長を内堀恭子委員様にご承認いただけますならば拍手でもってご確認いただきたいと思います。

《拍手多数》

ありがとうございます。委員の皆様にご承認いただきましたので、引き続きお世話になります。会長、副会長、恐れ入りますが、席の移動をお願いします。

(会長) 課長から説明がありましたとおり審議途中ということで、第6期の審議会の会長に就任しました坂谷高義です。どうぞよろしくお願いします。

(副会長) 副会長の内堀恭子でございます。どうぞよろしくお願いします。

6. 議事

(会長) それでは、第6期第1回丹波市下水道事業運営審議会の議事を進めさせていただきます。

議事(1)「下水道使用料のあり方について(第4回)」について、事務局より説明を求めます。

(事務局) それでは、今からパワーポイントとお手元の資料を用いまして説明させていただきますので、少し準備をさせていただきます。

それでは、私、副課長兼経営管理係長の西山と申します。審議資料に基づき、できるだけ分かりやすくご説明申し上げます。まず、目次の第1番として、改定案についてです。

前回の審議会では改定案A、B、Cをお示ししておりました。前回の審議会やそれ以降に委員の皆様からいただきましたご意見をもとに、さらに改定案を作成しております。前回お示したA、B、C案で設定していた11 m³から30 m³の区分を11 m³から20 m³と21 m³から30 m³の2区分に細分化して試算した改定案A2、B2、C2と、10 m³の基本水量を5 m³に下げ、その次の区分を6 m³から20 m³で試算した改定案A3、B3です。

それから、参考案として、近隣6市の平均単価で算定した参考案Dと、県内37市の平均単価で算定した参考案Eを作成しております。

まず、改定案の試算条件です。基本水量10 m³のもの、5 m³のもの、設けない0 m³のもの3つあります。それから、前回説明させていただきました、使用料の対象経費のうち、基本使用料へ固定費を充当する割合です。現行はだいたい30%となっておりますが、10 m³、5 m³ともに、基本使用料を下げるために5%さげた25%の案と、現行通りの案です。0 m³については、基本水量を設けないことによって基本使用料を下げられることから現行のまま30%だけの案としています。それから、累進区分数ですが、基本水量を超える分については1 m³あたりの単価をかけて使用料をもらいます。現行が2区分です。11 m³から60 m³と61 m³以上となっております。他市と比較しまして県内でも一番少ない設定数です。

前回の改定案A、Bは4区分、Cは5区分で算定をしています。今回A、Bについて11 m³から30 m³を11 m³から20 m³、21 m³から30 m³に分け1区分増やしたものがA2、B2です。

それから、基本水量を5 m³にした案で、A3、B3としています。基本水量のないC案については1区分増やしてC2としています。

資料は次についてください。スライドと手元の資料が若干違いますが、改定案Aですと基本使用料1,300円、件数が237,211件あり、基本使用料にかけまして、308,374千円の使用料収入といったようになります。こういった計算を使用水量区分ごとに算定しています。使用水量区分については、年間見込水量5,687,400 m³ということで、水量を単価にかけまして、使用料収入を算出します。その合計が改定案Aですと、1,199,622千円となり、前回お示しした、使用料対象経費1,199,078千円を賄える試算となっています。この単価を現行の使用料と比較をすると、基本使用料では、マイナス13.3%落ちます。0 m³から10 m³ですとマイナス8.3%、逆に81 m³以上ですと27.8%の増となります。これを、改定案ごとにまとめたものがお手元の資料になります。

改定案それぞれ、使用料対象経費を賄える試算となっております。改定案A2、B2、C2については、先ほどの案から累進区分を1つ増やしたものです。A2では、11 m³から30 m³の単価140円だったものを、2区分にわけ、130円と150円として算出した結果、使用料収入見込額として1,198,395千円、若干対象経費を賄えていないのですが、概ね賄えるとして試算しています。単価設定も若干修正を加えています。

次に、改定案A3、B3については、基本水量を5 m³にしたもので、その次の区分を6 m³から20 m³とし、5区分で算定しています。こちらも使用料収入見込額1,199,076千円と、若干2千円ほど足りていないのですが、この単価で見ますと、基本使用料がマイナス13.3%落として、0 m³から5 m³ですとマイナス8.3%、ところが、大口の81 m³以上になると、38.9%の増となります。B3も同様に計算をしまして、賄える単価設定としております。

次に、あくまで参考として、近隣の三田市、篠山市、西脇市、養父市、福知山市、朝来市の6市の平均使用料を1 m³あたりの単価に直して、現行の10 m³の基本水量で割り戻して算定しています。これで算定した結果、使用料収入見込額が986,124千円となりまして、対象経費が賄えず2億1千万円ほど不足する見込みです。この案では厳しいということです。それから、県内で37市町でも同様の計算をしますと、収入見込額872,872千円となり、こちらはさらに3億2千万円ほど不足するといった結果となっております。県内の平均ですと、丹波市ではやっていけない試算となっております。

次に、先ほどの全ての改定案と参考案の金額を水量ごとにグラフ化しております。

10 m³、20 m³、30 m³といったように一月に使った水量で表しております。丹波市の現行は赤色です。10 m³の基本水量ですと一番高いです。20 m³から30 m³で改定案と逆転してきます。50 m³を超えるとかなり下がってきます。近隣6市と県内の平均を見ますとだい

たい 40 m³で近隣 6 市が上回り、50 m³を超えると県内平均も上回ってきています。どちらの平均も基本水量や少ない水量ですと安いですが、大口の水量となると抜いていきます。

ですので、今回下水道使用料のあり方についての諮問の原因が、ご覧のとおり使用水量の少ないところに負担がきており、大口が県内の平均と比較してもかなり負担が少ないという状況になっております。

次に資料の 5 ページをご覧ください。先ほどは料金を比較しましたが、今度は、現行使用料よりそれぞれの案がどれくらい増減したかの増減額と割合について表にしております。

まず、基本使用料については、一番高い割合で、44.4%減、1,296 円落ちる改定案 C と C 2 になります。一番少ない落ち幅が、108 円ということで、改定案 B、B 2 となります。その他、300 円台や 900 円台の減となっております。それを使用水量ごとに見ていきまして、丹波市内で 1 月に一番多く使われた水量がだいたい 5,000 m³使われたところがございます。病院ですが。そちらが、現行で 969,732 円となっており、それを、それぞれの案で見ますと、改定案 A ですと、269,244 円増加し、27.8%増となります。一番少ない案ですと、改定案 B と B 2 の 162,108 円増加で 16.7%増となります。一番高い案ですと改定案 A 3 の 375,894 円増加の 38.8%、4 割増になります。それ以外にも 38.7%増の C 案、C 2 案が大幅増になります。その次が、改定案 A と A 2 の 27.8%増になります。それぞれ、下げ幅は僅か何百円で、件数にかけるので収入としては見込めるのですが、それを賄うため、大口使用者に減った分の負担を求めないといけないこととなります。

次に、こういった使用水量ごとの増減を現行と改定案ごとに比較しています。

基本使用料というのは、使用しなくてもかかってくるものなので、ここが下がると、10 m³以下の使用者にとっては負担が減ることになります。

20 m³はだいたい市内平均、3 人世帯くらいの使用水量となっております。これが全国的にも最も使われる水量となります。ここを見ますと、近隣市町よりかなり高いのが現行です。改定案 B、C については現行料金どおりとなります。

ここで、赤色の現行に注目して見ていただくと、先ほどの折れ線グラフと同じですが、小口使用者の使用料が高いところにあり、大口になるにつれて下がってくるといった状況がこのグラフからも見て取れます。5,000 m³については、西脇市が一番高く、当市より安いのが朝来市のみといった状況です。篠山市も比較的安い状況です。

資料は 10 ページになります。こちらに記載はないのですが、お手元に別冊で添付資料 1 をお配りしております。今回 8 つの改定案と参考案 2 つをそれぞれ 1 m³ずつ、使用水量ごとで現行と比較してどれくらいになるかという表を作成しております。委員様のご家庭や会社でどれくらいになるかを参考にさせていただけたらと思います。▲のマイナスのところでは減収となった分を使用水量の多いところにどれくらい負担増になっているかを見ていただけたらと思います。

それから、10 ページに参考資料として、丹波市内の使用水量別の状況についてという

グラフを載せております。1 m³から10 m³の件数が4,563件あります。11 m³から20 m³が5,611件と赤い折れ線グラフで表しております。合計しますと1万1千件、0 m³が992件あるので、1万2千件ほどとなり、2万件の内、1万2千件が20 m³以下となり、それから21 m³から30 m³が4,384件ほどありますので、概ね7割が30 m³以下の使用者となります。ここのたくさんの使用者のところ、7割ほど使用者も含めて高い基本使用料をいただいているので今のところ賄えているといった現状です。

それから、11ページに移ります。

こちらからは、下水道使用料体系の設定条件としております。使用料を決める場合には先に基本水量をどうするか、基本使用料をどれくらいの幅にするか、単価をどうするか、累進区分をどうするかといったところを決めていきますが、既に決まっている使用料を改定するので、今回先に改定案を示しております。改めて事務局としての考え方を載せております。

まず、基本水量です。基本水量については、現在、丹波市は10 m³を設定しております。その10 m³については、下水道が開始して以降、だいたいどの自治体も10 m³を採用しておりました。昔は、だいたい1人世帯が1月に使用する水量が10 m³としておりました。現行はもっと下がっておりまして、丹波市外の状況は分かりませんが、概ね7、8 m³といったところですね。こういった状況もありますが、こちらは、全国で基本水量の状況がどうなっているかを表したグラフです。総務省が出している決算統計の数値で、使用料体系の推移というものです。オレンジが、従量使用料制基本料金ありで、基本水量もとっています。灰色が、基本水量なしの基本料金なしで、61から70と増えていっている傾向です。水道は公平性の観点から基本水量をとらない方向で増えてきており、下水道もそういった状況になりつつあります。全国的にはこういった状況が見て取れます。

それから県内の状況です。丹波市と同じ基本水量10 m³の団体は6割、23団体あります。7 m³、8 m³をとっている団体が、1団体ずつ、5 m³が4団体、基本水量なしが9団体、といった状況です。

事務局としては、12ページの一番下に書かせていただいておりますが、現行の10 m³のまま据え置いても良いですが、引き下げる見直しをしたい、10 m³から下げていきたいといったところです。

それから、次のページに移ります。

今度は、基本使用料です。こちらは、基本水量0団体が、左下です。5 m³から8 m³の団体が中間部分のところで、10 m³の団体が6割あります。水量関係なしに1月の基本使用料については、水量が少ないほど下がっているというわけでもないようです。あえてしたわけではないのですが、丹波市が一番高いといった状況です。こうした状況から、基本使用料は値下げをしたいと考えております。

次に重要になりますのが、従量使用料に用いる累進区分です。現在2区分となっております。県内市町村の状況について見ていきますと、2区分が丹波市のみ、その次、3

区分が4団体、4区分が6団体、5区分が9団体、6区分が5団体、7区分が3団体、8区分が7団体といったようになっています。それ以外にも今回参考にした日本下水道協会が出している「下水道使用料の基本的考え方」の中にもアンケート調査というものがあり、その中での区分数についても概ね4区分から6区分と答えている団体が半数以上あります。

県内の状況からも4区分から6区分が半数ございますし、現行の2区分から、4区分から6区分に設定するのが望ましいと考えております。

最後、15ページになります。

大口使用者の負担増額割合ということで、どれくらいが望ましいかということです。

基本使用料や10 m³、20 m³の小口使用者の使用料をマイナスにしている分を補うためには、大口使用者を増額しなければなりません。その負担割合がどこの辺りまでの上げ幅にするのが望ましいのかといったところです。一番大きいのが改定案A 3、375,894円で38.8%ということで、4割も増額することになります。一番小さいのが、改定案B、B 2の162,108円で16.7%の増となります。その次が、改定案B 3の215,946円で22.3%の増です。Bについては基本使用料の下げ幅が少ないので、大口の増額幅も少ないといった状況です。事務局としては増額の割合を一気に上げたくないと考えております。

それから、最後に使用料改定の実施時期としておりますが、この審議会において、来年の3月には市長への答申ができるように考えております。答申を受けまして、実際の条例の改正を行いまして、その後、市民への周知をします。それから、消費税増税や元号改正もありますのでシステム改修等の時間が必要ですので、目途としまして平成32年4月の使用分もしくは請求分から改定したいと考えております。決定しても1年準備期間が必要になります。

大変長くなりましたが、以上で資料の説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。それでは、何か質問はありませんか。

(委員) 来年消費税が10%になった時に、加算はありますか。

(事務局) そうですね。増額になります。

(委員) 一般家庭は直接影響するということですね。企業は仮払いになるが。

(事務局) そうですね。

(会長)他に何か質問はありませんか。なければ意見でもよろしいです。

(委員) 一般家庭の平均使用水量はどこでみるのですか。

(事務局) 資料の 10 ページをご覧ください。昨年の 8 月の件数ですが、1 から 10 が 4,563 件あり、丹波市で一番多い使用水量が 11 から 20 の 5,611 件です。その次、21 から 30 が 4,384 件あり、概ねこの 3 つ、30 m³までの使用者が多くて、一番多いのが 11 から 20 です。20 m³前後が丹波市内の平均世帯数、3 人までの世帯の平均使用水量ですので、11 から 30 m³くらいが平均かと思います。

(委員) 今言われた人数のところは今回上がるのか、下がるのか。

(事務局) 今度は 5 ページをご覧ください。一番多い 11 m³から 20 m³までの世帯については改定案 A では 108 円値下げになります。B 案、C 案についてはそのままです。改定案 A 2 については、216 円値下げになります。改定案 B 2 が 108 円、C 2 も 108 円、A 3 が 270 円、B 3 が 54 円の値下げです。改定案 B、C 以外については若干値下げとなります。一人世帯の 10 m³までですと、同様に見ていただいて、全て値下げとなります。

(委員) 結局全体で言うとほとんど上がる人が多いということやね。

(事務局) 数の多いところで大幅に減額すると全体の収入が減るので大幅に値下げはできない状況です。

(会長) 他にありませんか。

(委員) 丹波市の水道料金と下水道使用料はだいたい半々になっているが、他市ですと差があるものなので。負担としては下水道だけじゃない。上水道もある。上水道の改定の予定はあるのか。

(部長) 上下水道はそれぞれ独立した経営ですので、現在、水道部として値下げは考えていません。平成 32 年 4 月に組織統合した際には上下水道の使用料としてどうかという議論はあるかと思います。

(委員) 32 年というのは丹波市の財政のシミュレーションで赤字になる年なんですよね。ということで、その話はここではしないでおきますが、もう一つ。空家が増えておりますね。予測はつかないですが。前に市の方が調査をされましたよね。村森でも一件ありまして、そこは管理している人がはっきりしていたので、自治会で所有者に確認して市に届をだしてよいかということで手続きをした。そういった空家は増えていると思う。

空家になったら使用料はとらないのか。

(部長) それは、閉栓、開栓というのがありまして、閉栓してくださいとなれば、水道が止まりますので併せて下水道もとまります。ただ、井戸水等を使用されている場合はそういうわけにはいきませんが。上水のみですと原則として水を使わないので下水には流れないといことで閉栓になります。

(委員) 空家が増え、使用料が入らないところが増え、水道会計にしろ下水道会計にしろこの予測以上にしんどくなってくるのではないですか。

(部長) 空家に対する危惧については今回の料金改定には加味していません。おっしゃる通り、今後空家が増えてくると収入が減ってくるとことは予測されます。そうすると、もっと負担を求めていかなければならなくなります。

(委員) 使用料が下がるのはありがたいですが、負担を求めるのが企業であったり学校や病院であったりですね。企業の場合、電気代ほどではないかもしれませんが、水道料金が上がるということは純利益から利益を削るわけですからそのあたりはどうなのかというようには思います。

(事務局) すみません。その前の委員様の質問でだいたいの使用者が上がるということなのですが、先ほどの10ページのグラフの数字でいきますと、増減なしの20 m³も含めまして、0 m³が992件で5%あって、1 m³から10 m³が4,563件の23.2%、11 m³から20 m³が5,611件の28.5%になりますので、合計56.7%の半数以上の方が、負担減という形になります。

(会長) そういうことみたいです。よろしいですか。他にありませんか。じっくり見ていただいて。

(委員) 改定案A3はここまで求められないということやね、採用しないんやね。

(事務局) 事務局としても避けたいところです。

改定案A3は5,000 m³の使用料をみると、かなりの負担増になりますのでそこを確認いただきたいと思います。他市の状況をお示ししておりますが、下水道は公共インフラでもあり社会事情が変われば使用料も改定していきますので、他市も改定を考えているといった認識を持っていただきたいのと、概ね3年から5年が改定の時期になってきますので、社会情勢を見ながら決めていただくといったことを頭の片隅に入れて、大口使

用者、小口使用者の負担を決めていただきたいと思います。

(委員) こういう見直しをする必要性といったものは十分理解できますが、企業の立場から言っても、40%近い値上げというのは通常製品では考えられない。今、働き方改革で物流に関してもすごく、来年4月にはあらゆるものが値上げとなっていくと思います。我々も値上げをしていますが、去年より非常に傾向が強いといった状況です。それで、4割なんて普通ないです。企業の自助努力もしていかないといけない中で当然、水の使用量も削減する。そのための設備投資もして、そういった色んなことをやりながら、3年というスパンを見ると、B案くらいで検討していただきたいと思います。

(事務局) すみません。毎回お渡しして回収していた、昨年8月の使用量トップ100の表をお配りします。個人情報の関係から審議会後に回収させていただきますが、参考にしてください。

(会長) こちら自治会の方からは、丹波市特有の500K^mほどある面積の市で下水道事業というのは、他市と比べるとどうしても地理的に条件が違うということ踏まえた説明ということですか。

(委員) それと、都市創造審議会でも20年後にコンパクトシティか現況か、その中間的な考え方を言われる。住み慣れた地域で暮らし続けるには20年後どうあるかということも含めて将来的に説明をされた方がいいのではないかと思います。工業会の方が言われたように、この方面の負担があまりにも高いと丹波市の経済にとってもマイナスになる。15ページにある程度結論がありますが、そういったところも加味してはどうかと思います。

(会長) 商工会からの意見はありますか。

(委員) 下水道のことで商工会としての意見というのはあまり言えないところもありますが、企業側の立場で3割増は痛い。個人的には企業の方が個人よりお金を出しやすいのかなと思っていましたが、使用量トップ100を見たら、福祉施設が圧倒的に多い、お世話になりたくなくてもいずれお世話になることを考えると、結局は消費者の皆さんのところに負担がいくので、企業のバランスも見えないと、個人だけが得するようなプランというのはいかがかと、中間をとっての方が良いのかなとリストを見て思いました。小売業なので、一軒分は小さく、使用水量は一般家庭より少ないです。スーパーなどは多く、企業によってばらつきはあります。受益者負担と言いますか、ある程度、使うところが負担をするというのはよいと思いますが、あまりにも差があるとしんどい

ところですが、B案のどれかが良いです。

(委員) 市としては、1,199,078千円を下がらないようにしたいというのが目標ですか。

(部長) おっしゃる通り、これがいわゆる処理場等の電気代などの維持管理経費でありますから、それを最低限、使用料で賄っていきたいと。ベースはそれを下がらない範囲の総収入で、負担割合を決めていただきたいと思います。市の政策として税金を入れるといった意見もあるかとは思いますが今回は、使用料収入で賄う算定として考えていただきたいです。

(事務局) 下水道事業にかかる経費はかなりの部分を落としてきたところですが、35施設を18施設にする統廃合をしようとしています。小規模の施設が多く、半分ほどの利用率しかないところもございます。そういった施設を現況を変えずに余力のある施設に統合していきます。これまで下水道に1千億ほど投じてきております。今後さらに更新の時期を迎えることとなります。今後かかる経費を統廃合が進んでいけばいくほど維持管理経費は落ちてくる予測です。それと人口減少により使用者が減っていくのとどちらが早いといったところもあります。今後3年置きに経費を見まして11億9千万が下がるようでしたら値下げもできますし、そういった努力は下水道事業としても考えております。

(会長) 消費者協議会からは何かありませんか。

(委員) 処理場が統廃合されて減るということは人件費やすべてが下がってくるということですね。なので、この話でよいと理解しています。

(委員) 統廃合するまでは辛抱しなあかんということやね。人口を増やすか。

(委員) 一気にとられる話ではないので我慢しないといけないかなと思います。その分、下水道がちゃんと完備されたら、今現在溝掃除をしています年齢が上がりますとそういったことも辛くなりますし、そういったことがなくなるのであればよいなと思います。そういうようになるということですね。

(部長) 今97%ほどが接続されています。市内でも下水道でないところも何件かあります。そういったところは個別、合併浄化槽などで1件1件が処理をされています。その処理水を水路に流されていますので、下水と違い若干は水路に汚れ等があるのかなとは思っております。一般的には97%くらいが接続されていますので、環境面に関しては、大幅に改善されていると思います。

(委員) 13 ページを読むと基本使用料は現行より値下げが妥当とあるが、丹波市が極端に高いというのでもあって赤丸が目立つ。改定案を見ると、基本使用料を極端に下げると極端な結果になる。B案だと、基本使用料が2,600円で現行と100円しか変わらず、結局この図では変わらず高いところにある。担当課としては、この赤丸をもっと下の方にしたいとかはあるのか。上の方にいてもいいが何とかやっていくのか。なおかつ、基本使用料を下げると大口使用者の負担が増大することもあり、頭の中で2つの考えが巡っていてまとまらない。

(部長) 固定費ベースを下げていくと使用者件数も多いので、基本使用料の収入に大きく影響するわけですが、そうすると大口使用者の方に相当な負担がかかる。そういったところは課内でも議論はしたのですが、丹波市としても基本料金は下げたいという想いはあります。県下でも1番ですから。特に1人世帯が増えてきている、プラス高齢世帯となると、そういったところに現在負担をかけているといった状況もありますので、下げたいという想いは強いですが、今回、色んな試算をしていくと、なかなか難しいです。担当課としてはどこまで基本料金を下げるべきか悩んでいるところです。そういったところを皆さんで議論していただいたら嬉しいです。

今、工業会、商工会からも意見をいただきましたし、色んな意見を交えた中で、方向性を決めていっていただけたらと思います。

(委員) 昔、ごみ袋が日本一高いとやいやい言われて、なおかつ、下げましたけど。高いからこそ、ごみの減量を図れるというのもある。下水道も高いから節水をするといったように色んな相乗効果があるんだろうと思います。難しいところです。その中で何とか改定をしたいということやね。

(事務局) そうですね。

(会長) はい。どうですか。ここで一旦、10分間休憩に入りましょうか。

《休憩》

(会長) それでは、再開をしたいと思います。

これまで下水道使用料のあり方について意見等ありましたけれども、議題の(3)答申に向けての意見集約に入りたいと思います。これまで、説明の中で基本水量、基本使用料、累進区分数についての事務局としての考え方を整理していただいております。その考え方を確認いただき、審議会として項目ごとに意見をまとめていきたいと思っています。

意見集約シートを見ていただきながら、まず、基本水量についてご意見をいただきたいと思います。

(部長) 一つだけ良いですか。現状、基本水量 10 m³まででしたらいくら使用されても、2,700 円なんですけど、この 10 m³というのは昔の一人あたりの 1 か月の使用水量です。今は、節水機器で一人あたり 7 m³ほどしか使っていない。10 m³というのは、現状と合っていないのかなという想いはあります。私の意見ですと、7 m³もしくは 5 m³が妥当かなと思います。

(委員) 7 m³にした場合はまた基本使用料を見直さないといけませんよね。提案としては出ていない。

(事務局) 出ていないです。

(会長) 今、部長のお話がありましたが、そのあたりどうですか。

(委員) 見直しするべきだと思います。7 m³の試算も見てみたいとは思いますが、10 m³か 5 m³と言われたら 5 m³が良いですね。大口もできるだけいっぺんに上げない方向で。

(事務局) 部長の方からもお話がありましたが、13 ページを見ていただきますと、基本水量 10 m³が非常に多いです。ですが、先ほどの話でもありましたが、節水等の機能も進んでおりますので、中には 5 m³から 8 m³で見直しされている自治体もございます。もう一つ、水道の基本水量も 5 m³です。そういったところも考えに入れていただけたらと思います。

(委員) 7 m³の根拠はないですよね。

(事務局) ないですね。

(委員) 上水道が 5 m³なら、下水道も 5 m³で良いと考える。同じ方が説明もしやすいし、理解もしやすいと思います。

(会長) 自治会長からは 5 m³でよいのではという意見が出ておりますが、いかがですか。5 m³ということで良いですね。続きまして、基本使用料についてです。

(委員) 改定案 B と関係してきますよね。

(事務局) そうですね。

(事務局) 基本使用料と4の大口使用者の負担割合は関係してきますので一緒に見ていただいたらと思います。

(委員) 4を16.7%にすると基本使用料はどれになりますか。

(事務局) 2,600円になります。

(委員) 100円違いになるのか。基本水量5 m^3 にするのでは。

(事務局) 5 m^3 の案がB3になりまして、大口使用者の増額幅は22.3%増になります。基本使用料は2,050円になります。税抜ですが。

(会長) 5ページの改定案B3になるといことですね。

4の大口使用者の負担増は22.3%ということ。

(事務局) 今回一定の条件のもと案を作らせていただきました。

B3で大口使用者負担22.3%増というのは、実は50 m^3 以上が20%以上増となります。だいたい10人くらいの世帯です。それより低い30 m^3 が4.9%の増ということで、これまでに小口使用者がたくさん負担していたということもあり、他市に倣って大口使用者ほど負担をかけていくのでこういった結果になっています。この22.3%が企業からしたらかなりの負担となるということでしたら、ここをもう少し抑えるためには、30 m^3 までの上げ幅をもう少し上げるといった試算も可能です。

今回は、たくさん試算しても選ぶのに苦労しますので一定の条件で作成させていただきました。今回である程度方向性を決めていただけたら、大口使用者の負担をもう少し下げられる案がないか、基本使用料は今回のB3ですと2,050円で、下げ幅が700円ほどありますので、それくらいの幅で大口を20%切る程度の条件ができないか試算し直したいと思います。

(委員) それができるならそうしていただきたい。

(事務局) そこで、また補足をさせていただきます。10ページでいうと、21 m^3 から30 m^3 についても130円に単価を上げることになるので4,300件余りの方、約2割の方が上がってくるということです。先ほど半数以上が値下げと申し上げましたが、そこから

2割の方が値上げになります。試算してみないといくらかになるかは分かりませんが、このあたりを次回お示ししたいと思います。

(会長) 累進区分数については。

(事務局) 先ほどの2と4が決まりますと、だいたい5か6区分に分けたいと思います。

(会長) 今回でだいたい方向性は決まりました。たくさんの意見、ありがとうございました。改定に向け料金体系をまとめていただきます。

7. その他

(会長) それでは、その他について何かありますか。なければ閉会へ移ります。

(事務局) 次回開催日程について、来年2月を目途に予定しています。最終案を会長、副会長さんに確認していただきながらまとめていきたいと思っております。

8. 閉会

(会長) それでは、副会長から閉会のあいさつをお願いします。

(副会長) 本日はお忙しい中、大変ご苦勞様でした。

下水道使用料のあり方について、各委員様からご意見や議論をいただきまして、だいたいの方向性が見えてきたと思います。一定のとりまとめができたと考えておりますので、最後、答申まで活発なご意見等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。皆様、大変ご苦勞様でした。

終了時間 午後3時30分